

## 倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金の申請等の手続きの流れ

項目		実施者	時期	必要書類等
1	交付認定申請	申請者	就職した日又は転入した日のいずれか遅い日から90日以内 ※ 令和5年4月1日から6月1日までに就職又は転入した場合には、上記の規定に関わらず8月29日まで受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 交付認定申請書（様式第1号）</li> <li>【添付書類】</li> <li>✓ 奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの</li> <li>✓ 履歴書（参考様式参照）</li> <li>✓ 誓約書（様式第2号）</li> </ul>
2	交付認定の決定	市	交付認定申請から2週間程度	交付認定申請を審査し、助成金を交付すべきと認めた場合には、交付認定通知書（様式第3号）を交付
3	交付申請・請求	申請者	<p>助成金は半期毎か1年分をまとめたの支払いとなります それぞれ下記の時期までに必要書類を提出してください</p> <p>○半期毎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 前期分（1月～6月返還分）は8月末まで</li> <li>• 後期分（7月～12月返還分）は2月末まで</li> </ul> <p>○1年分（1月～12月返還分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2月末まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 交付申請書兼請求書（様式第8号）</li> </ul> <p>◆初めて交付申請書兼請求書を提出する場合</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 在籍証明書（様式第9号）</li> <li>✓ 住民票の写し</li> <li>✓ 交付申請対象期間中の返還額が分かる奨学金返還額証明書又はこれに準ずるものの写し</li> <li>✓ 大学等卒業証明書又はこれに準ずるものの写し</li> <li>✓ 交付認定通知書（及び交付認定変更承認通知書）の写し</li> <li>✓ 振込先の通帳（申請者名義）の写し</li> </ul> <p>◆2回目以降の申請（前期分又は1年分）の場合</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 在籍証明書（様式第9号）</li> <li>✓ 住民票の写し</li> <li>✓ 交付申請対象期間中の返還額が分かる奨学金返還額証明書又はこれに準ずるものの写し</li> <li>✓ 未提出の交付認定変更承認通知書の写し</li> <li>✓ 振込先の通帳（申請者名義）の写し</li> </ul> <p>◆2回目以降の申請（後期分）の場合</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 交付申請対象期間中の返還額が分かる奨学金返還額証明書又はこれに準ずるものの写し</li> <li>✓ 未提出の交付認定変更承認通知書の写し</li> <li>✓ 振込先の通帳（申請者名義）の写し</li> </ul>
4	交付決定及び助成金額の確定	市	交付申請書兼請求書の提出から30日以内	交付申請書兼請求書を審査し、適当と認めた場合は、交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第10号）を交付
5	助成金の振込	市	交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第10号）の交付から2～3週間後に指定の口座へ振込	-
-	その他	申請者	随時	<p>申請内容等に変更等があった場合は、下記書類を提出してください</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 辞退するとき：交付認定辞退届（様式第4号）</li> <li>• 申請内容に変更があるとき：交付認定変更申請書（様式第5号）</li> <li>• 住所・氏名等の変更があるとき：住所等変更申請書（様式第7号）</li> </ul>

※本助成金の流れとは別に、通常どおり奨学金の返還を行ってください